

令和3年10月25日

東京都知事 小池 百合子 殿

東京都管工事工業協同組合
理事長 宮崎 文雄

要 望 書

平素は、当組合の事業運営に深いご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

当組合の創立は昭和6年ですが、戦後施行された中小企業等協同組合法に基づき昭和24年10月現組合に改組し、今日に至っております。

東京23区内で管工事業を営む小規模な事業者で構成しており、本日現在、組合員は1,031社です。相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって、組合員の自主的な活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的に活動しております。

この間、一丸となり首都東京の水道及び下水道の普及に尽力するとともに、現在も多くの組合員が指定給水装置工事事業者、指定排水設備工事事業者として水道事業、下水道事業等の業務に取り組んでおります。

特に災害時の対応については、東京都水道局と都内及び都外水道施設等の復旧支援の、又、東京都下水道局とも排水設備の復旧に関する協定を締結しており、当組合は両局にとり不可欠な存在であると自負しております。

このように、日夜を問わず水道事業、下水道事業等の最前線を担い、日々努力を重ねている我々であります。未だ財政的に脆弱な組合員が多く、経営に不安を抱えております。

つきましては、令和4年度予算に関しまして、以下の通り要望いたします。

1. 東京都の業務推進に係る組合組織の活用について

東京都は、東京都の産業の基盤を支える中小企業の活性化に取り組んでおり、特に下水道局においては、浸水対策や震災対策など取り組むべき課題が多岐にわたる中、民間事業者との連携を一層強化して下水道事業を運営していくと承っております。

つきましては、災害時における排水設備の復旧や、排水なんでも相談所に対する協力体制を整え、官公需適格組合でもある当組合をこれら区部下水道事業の課題解決のため活用されることを要望いたします。

2. 水道緊急工事請負単価契約（漏水修理工事）における事業費及び業務量の確保について

水道緊急工事請負単価契約（漏水修理工事）の業務量については、給水管耐震化工事が鋭意進んでおり、東京都の漏水率も3%と低い現状において、

年間を通した業務量がここ数年少なくなってきております。本契約は、突発的な漏水事故や災害復旧等の緊急を要する工事への対応という重要な役割を担っていることから、迅速かつ確実に対応できる業務体制、高い技術力及び信頼性を有すること等が条件とされておりますが、業務体制や高い技術力の維持には安定した業務量が必要不可欠であり、業務量が縮小する傾向が続くと、それらの維持に支障をきたす状況も想定されます。

つきましては、近い将来想定される首都直下型地震や他道府県発災時の応急復旧活動支援等への備えのためにも、水道緊急工事請負単価契約（漏水修理工事）における事業費及び業務量の確保を強く要望致します。

以 上